

ジビエハンター育成研修制度 実施要領

令和5年3月31日
ジビエハンター育成研修制度委員会
(最終改正 令和6年3月5日)

1. 趣旨

ジビエハンター育成研修制度の実施については、ジビエハンター育成研修制度（令和5年3月31日付け4農振第3437号農村振興局長通知）に定めるところによるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 研修

(1) 研修カリキュラム及び時間

ア 総論

(講義時間：10分以上)

野生鳥獣による被害の現状、野生鳥獣の利活用、捕獲者の責務・心構え、
アニマルウェルフェアへの配慮

イ 関係法令に関する知識

(講義時間：15分以上)

鳥獣保護管理法、鳥獣被害防止特措法、食品衛生法（HACCP含む）、
野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）

ウ 捕獲から食肉処理施設に搬入するまでの衛生管理の知識

(講義時間：30分以上)

食肉に適した銃による捕獲・わなによる捕獲、
止め刺し方法、衛生的な搬入方法

エ 捕獲個体の異常確認

(講義時間：15分以上)

捕獲しようとする又は捕獲した個体の異常確認、
個体の記録方法、トレーサビリティ、異常確認の取扱方法

オ 食品としての衛生管理、野外感染の可能性がある疾病に関する知識

(講義時間：20分以上)

食品衛生管理の基本、食中毒、主な疾病（寄生虫、CWD、豚熱など）

※スライド等を追加する場合、その内容を委員会に確認すること。

（２）理解度チェック

ア 理解度チェックの作成（出題範囲・出題数・解説）

理解度チェックの内容は、ガイドラインに記載の内容を中心に選び、作成するものとする。出題数は、全 15 問とし、（１）の各研修カリキュラムの項目毎の出題数は下表のとおりとする。

カリキュラム	出題数
ガイダンス	2
法律・制度等	2
食肉利用に適した捕獲	4
異常の確認	3
衛生管理・疾病	4
合計	15

また、回答については、解説も記載することとし、その解説については、誤答の場合、具体的にどこが間違いなのか、正答の場合、どこがポイントなのかをわかるように記載することとする。

実施方法（回答時間・回答配布、解説）

理解度チェックの回答時間は、基本 30 分間とする。

実施後、回答及び解説の資料を配布し、理解が進むように促すものとするが、その際に講師等からの解説を行う場合は、その所要時間を追加して実施すること。

なお、解説する場合は、講師のみならず、実施機関事務局からの解説でも構わないこととする。

（３）修了証

制度第 14 の 3 に基づき、研修の一部内容を省略した場合、修了証にその部分を除く旨を明記すること。

3. 研修の講師

研修の講師については、以下の審査基準に基づいて、ジビエハンター育成研修制度委員会で審査後登録された者とし、農林水産省のホームページで公表している講師リストに掲載の講師とする。実施機関が用意した講師が講師リストに登録されていない場合は研修実施の 2 か月前までに委員会へ申請し、審査・登録を受けなければならない。

（１）講師の審査基準

以下のとおり、カリキュラム毎に審査基準を設定する。審査基準はいずれかの実務経験を有する者又は同等の能力を有すると認められる者とし、経験年数は合算での年数とする。

①総論及び関係法令に関する知識

- ・ジビエ利活用及び関係する法律や制度を含む鳥獣被害対策に関する講習会の講師経験が3年以上の者
- ・委員会が認める民間団体等が実施する捕獲者認証を取得済の者

②捕獲から食肉処理施設に搬入するまでの衛生管理の知識

- ・捕獲者に対する食肉利用に適した捕獲方法（※）、処理施設への搬入方法を含む講習会の講師経験が3年以上の者
- ・委員会が認める民間団体等が実施する捕獲者認証を取得済であり、わなの取扱、保定、止め刺し、電殺器の取扱についての知識（※）がある者

※銃もしくはわなのみの経験の場合は該当部分のみの講師とする。

③捕獲個体の異常確認及び食品としての衛生管理、野外感染の可能性がある疾病に関する知識

- ・捕獲者に対する異常確認、疾病や衛生管理を含む講習会の講師経験が3年以上の者
- ・各自治体の衛生部局、食肉衛生検査所、保健所等の経験が3年以上の者
- ・公衆衛生学（食品衛生分野等）を専門として大学に所属する教員
- ・委員会が認める民間団体等が実施する捕獲者認証を取得済であり、イノシシの異常確認・疾病について知識がある者

（2）講師の登録の進め方（参考：別添1）

ア 公募の場合

- ・農林水産省のホームページにより随時募集を行う。なお、毎年4～5月に都道府県や関係機関に案内する。
- ・申請者には、委員会から動画等を送付し、申請者は動画等受講後、受講報告を委員会に提出する。
- ・動画等の内容としては以下のとおり。

- ・ジビエハンター研修の趣旨動画
- ・講義録画
- ・講師用テキスト（読んだ上で内容を理解すること）
- ・シカ・イノシシの解体動画（必要に応じて）

- ・委員会（作業部会）は申請書及び受講報告により、審査基準に基づき、適性を確認し、登録を行う。
- ・なお、登録期間は設定しないが、毎年4～5月に講師に継続意向と登録内容の確認（所属の変更等）を行うこととする。

イ 実施機関で用意する講師が未登録であった場合

- ・実施機関の募集を随時農林水産省のホームページで行うが、その際に講師の登録申請も行うことができる。

- ・また、すでに実施機関となっている場合、新たに講師を登録申請することができるが、審査等の手続の観点から研修開催の2か月前までに申請することとする。
- ・申請者の動画送付、動画受講、受講報告、登録期間などは①公募の場合と同様とするが、講師リストへの登録については、地方公共団体職員の場合も想定し、講師リストへの登録は必須とはせず、希望があった場合のみとする。

(3) 講師への依頼

研修を実施する際は実施機関が講師リストから講師を選んで、講師に直接研修依頼を行うものとする。

講師リストに登録していない講師を活用したい場合は(2)イのとおり、事前に委員会に申請、審査、登録を行う必要がある。

なお、講師の謝金及び旅費・交通費等については、実施機関と講師の間で直接調整を行い、契約を締結するものとする。

ただし、原則として、旅費・交通費は実費相当額とし、謝金は社会通念上相当と認められる額とすること。

4. 講師の育成

3(1)の基準を満たしていなくても、ジビエハンター育成研修制度委員会の実施する指定の研修を受け、確認テストに合格した者は講師となることができる。なお、指定の研修の実施については、農林水産省のホームページで実施前に詳細を公表することとする。

5. その他

(1) 研修受講者に対するフォローアップ

実施機関は、研修受講者の氏名、連絡先を保存することとしているが、関連制度の改正等があった場合は、過去の研修受講者等(ジビエハンター)に対し、随時周知するなど、受講後のフォローアップをすることとする。

(2) 委員会での研修実施

必要に応じ、委員会事務局による研修を行うことができるものとする。その場合は基本的にオンライン実施とする。

講師の登録フロー図（公募の場合）

募集

- ・募集期間は随時とし、農林水産省のHPで公表するが、毎年4～5月に都道府県や関係機関に案内

申請者

事務局・作業部会 （検討委員会）

申請

- ・氏名
- ・所属
- ・連絡先
- ・実務経験等を証明できるもの
- ・活動範囲希望

申請受理

動画受講等

受講報告

動画等の送付

- ・ジビエハンター研修の趣旨
- ・試行研修の録画
- ・Q&Aなどの解説
- ・シカ・イノシシの解体動画（必要に応じて）

審査

- ・事務局及び作業部会で適性を確認
- ・審査基準については下記参照

登録通知受領

登録・通知発出

- ・農林水産省HPで公表

更新

- ・登録期間は設定しない
- ・毎年4～5月に講師に継続意向と登録内容の確認（所属の変更等）を行う

講師の登録フロー図 (実施機関で講師を推薦・申請する場合)

実施機関の募集

- ・募集期間は随時とし、農林水産省のHPで公表するが、毎年4～5月に都道府県や関係機関に案内

実施機関

申請

○実施機関の申請に併せて講師の登録申請

- ・氏名
- ・所属
- ・連絡先
- ・実務経験等を証明できるもの
- ・活動範囲希望
- ・農林水産省の講師リストへの登録希望

講師候補者の動画受講等

- ・講師候補者は動画を受講し、実施機関を通じて受講報告

登録通知受領

事務局・作業部会 (検討委員会)

申請受理

動画等の送付

- ・ジビエハンター研修の趣旨
- ・試行研修の録画
- ・Q&Aなどの解説
- ・シカ・イノシシの解体動画
(必要に応じて)

審査

- ・実施機関についても審査
- ・事務局及び作業部会で適性を確認
- ・審査基準は公募の場合と同

登録・通知発出

- ・農林水産省の講師リストへの登録意向がある者は農林水産省HPで公表

更新

- ・登録期間は設定しない
- ・毎年4～5月に講師に継続意向と登録内容の確認(所属の変更等)を行う